

平成 28 年度第 1 回諸塚村農業委員会総会 議事録

開催日時:平成 28 年 6 月 29 日(水) 14 時 30 分~15 時 30 分
会 場:諸塚村役場第2・3会議室
出 席:委 員:甲斐会長以下、8 名出席
事務局:事務局長、書記

議事日程

- 第1 会長あいさつ
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定にもとづく申請について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定にもとづく申請について
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定にもとづく申請について
- 第5 協議・報告

1 開会

書記	時間となりましたので、開会してよろしいでしょうか。
会長	では、開会しましょう。
書記	それでは第 1 回の総会を開会します。

2 会長あいさつ・議事

会長	出席委員は、8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。総会前に農地中間管理事業の研修を行いまして、ご苦勞様でした。特にあいさつはありませんので、審議をよろしくお願ひしたい。 それでは、議事録署名委員についても指名します。2番 見原委員、3番 清水委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川氏を指名いたします。 それでは、議案第1号を議題に供したいと思ひます事務局より説明をお願いします。
----	--

書記 【議案第 1 号について説明】

本件は本村〇〇地区出身で、現在は日向市に住まわれている譲渡人の A さんの農地を〇〇地区の B さんが譲り受ける所有権移転の 3 条申請となります。昨年より B さんが水稻の作付けを行っていたため、中山間直接支払の対象地としていたところで、どちらに支払えば良いかの手続きの過程で所有権も移転するという話がまとまったそうです。場所については 8 ページに航空写真を付けていますが、〇〇から△△地区に向かう道の途中となります。現況については 9 ページに載せていますが、既に水稻の作付けを行っているところ。B さんは田に転作でミニトマトを作付けしているため、最終的に水稻 34a、野菜 10a とその他果樹が 6a となります。下限面積その他で許可に支障のある要件は無いようです。事務局からは以上です。

話そびれましたが、事前に担当農業委員の尾形委員とも現地確認を行ったところでは。

尾形委員

さきほど説明がありましたとおり現地確認に行っていました。また申請人からも連絡があり、日向市に出ているAさんより農地を譲り受けた旨の相談があったとのことでした。

会長

ただ今の説明ですが、質疑等があればお願いします。
(特に意見無し)

会長

意見無ければ、第1号の案件を許可して良いか挙手を願います。
(全員挙手)

会長

それでは、議案第1号を承認されましたので、次の議案の説明をお願いします。

書記

議案第2号と第3号については譲受人が同一ですので、併せて審議をお願いしても良いでしょうか。

会長

それでは、併せて説明をお願いします。

書記

【議案第2号について説明】

議案2号については、議案第1号の譲渡人と同一のかたになります。本件は議案第1号の申請と同じ時期に、申請人のお父さんが相談に来られまして対応しました。下限面積を気にしていましたが、下限面積を10aに引き下げられているので許可は可能という話をしましたところ、それでは所有権移転を行いたいとのことで、今回の申請となりました。申請地については3筆あり、15ページの航空写真に付けていますが議案第1号の農地の下の筆と、〇〇地区の集落内にある16ページの水田および畑です。田については既に水田を作付け済みで、畑についても以前は子ども会で芋掘り体験をするために芋を植え付けていたとのことですが、今は特に作付けがありませんでした。面積も少ないため、所有権移転後は家庭菜園程度の芋や野菜などを植え付けたいとのことでした。現地の写真については17ページに付けています。

【議案第3号について説明】

議案第3号についても、議案第2号の相談の際に、以前から譲り受ける相談ができていたものの、下限面積の要件のために申請が出来なかった筆を審議願いたいとのことで相談がありましたので、申請書を書いていただきました。場所については、23pに航空写真を付けていますとおり、議案第2号の申請地に近い集落内の水田です。現況写真を24ページに付けていますが、すでに水稻を作付け済みです。もともと農地を保有していませんでしたが、議案第2号と第3号の面積を合わせまして、下限面積を超えることで、許可の要件に当てはまらないということは無くなりました。こちらについても担当農業委員の尾形委員と一緒に確認を行いました。

尾形委員

この案件についても確認を行いました。田については作付け済み、畑については作付けがありませんでしたが、すぐに活用出来るようにみう

会長 けられました。
事務局および担当農業委員から報告のあったとおりですが、質疑ありませんか。
一点だけ確認ですが、この申請人の親父さんから以前、別な農地に住宅を建てたい旨の相談があったが、今後転用されるという見込みはないだろうか。

事務局 既に申請人は■■■地区に新築住宅を建てていますので、特にそのような見込みはないかと思えます。

会長 では、他に質疑ありませんでしょうか。
(特に意見無し。)

会長 他に意見無ければ、第2号及び第3号の案件を許可して良いか挙手を願います。
(全員挙手)

会長 次は協議報告となっておりますが事務局より説明をお願いします。
(事務局から熊本地震の義援金、農業委員会に関する条例改正関係、次回改選の選任手続き、農地巡回について説明。委員より農地中間管理事業の活用ができそうな農地についての意見あり。省略)

会長 それでは、以上をもちまして、諸塚村農業委員会第1回総会を閉会します。

終了:午後3時30分

以上、議事録は、会合の内容と相違ないことを認め、ここに署名します。

平成28年6月29日

議事録署名人

議長 _____

(2番委員) _____

(3番委員) _____